

鳥取縣公告

告示

昭和二十二年八月二十七日

水曜日

本報ノ大キサハ紙面ノ端ニ示ス

鳥取縣告示第三百七十四號

昭和二十二年開令内務省令第一號第八條第一項の規定により鳥取縣東伯郡社村農地委員會委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年八月二十八日より
同 年九月五日まで

鳥取縣告示第三百七十六號

蔬菜の販賣價格の統制額が物價廳長官において次のように指定された。

昭和二十二年三月鳥取縣告示第百二號（蔬菜の販賣價格の統制額指定の件）はこれを廢止する。

昭和二十二年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

物價統制令第四條の規定により鳥取縣における蔬菜の販賣價格の統制額を次のように指定し昭和二十二年八月六日よりこれを施行する。

昭和二十二年八月二十七日

物價廳長官 和 田 博 雄

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 品 | 目 | 時 | 期 | 甲 | 乙 | 丙 | 甲 | 乙 | 丙 |
| | | | | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 |
| | | | | | | | | | |

海産業者販賣價格の統制額
(一貫當)

小賣業者販賣價格の統制額
(一〇〇匁當)

鳥取縣公告 毎週 曜日發行 (休日を除く)
昭和二十二年八月二十七日
昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可

だいこん
 一月 三月 七圓
 四月 五月 七圓
 六月 七月 八圓
 八月 九月 八圓
 十月 十二月 八圓
 十一月 十二月 八圓

葉切だいこん
 (だいこんの葉を長さ一寸以内を残して切つたもの) 右以外の月は「だいこん」の統制額に同じ

かぶ
 一月 八圓
 二月 八圓
 三月 八圓
 四月 八圓
 五月 八圓
 六月 八圓
 七月 八圓
 八月 八圓
 九月 八圓
 十月 八圓
 十一月 八圓
 十二月 八圓

にんじん
 一月 七圓
 二月 七圓
 三月 七圓
 四月 七圓
 五月 七圓
 六月 七圓
 七月 七圓
 八月 七圓
 九月 七圓
 十月 七圓
 十一月 七圓
 十二月 七圓

ごぼう
 一月 七圓
 二月 七圓
 三月 七圓
 四月 七圓
 五月 七圓
 六月 七圓
 七月 七圓
 八月 七圓
 九月 七圓
 十月 七圓
 十一月 七圓
 十二月 七圓

さいとも(洗を含む)
 やつかしら(とうのいも及びきだいもを含む)
 一月 七圓
 二月 七圓
 三月 七圓
 四月 七圓
 五月 七圓
 六月 七圓
 七月 七圓
 八月 七圓
 九月 七圓
 十月 七圓
 十一月 七圓
 十二月 七圓

その他のさいとも
 一月 七圓
 二月 七圓
 三月 七圓
 四月 七圓
 五月 七圓
 六月 七圓
 七月 七圓
 八月 七圓
 九月 七圓
 十月 七圓
 十一月 七圓
 十二月 七圓

その他のさいき
 れんこん
 一月 七圓
 二月 七圓
 三月 七圓
 四月 七圓
 五月 七圓
 六月 七圓
 七月 七圓
 八月 七圓
 九月 七圓
 十月 七圓
 十一月 七圓
 十二月 七圓

たけのこ
 (皮むきを含む)
 一月 七圓
 二月 七圓
 三月 七圓
 四月 七圓
 五月 七圓
 六月 七圓
 七月 七圓
 八月 七圓
 九月 七圓
 十月 七圓
 十一月 七圓
 十二月 七圓

うど
 一月 七圓
 二月 七圓
 三月 七圓
 四月 七圓
 五月 七圓
 六月 七圓
 七月 七圓
 八月 七圓
 九月 七圓
 十月 七圓
 十一月 七圓
 十二月 七圓

ふき
 一月 七圓
 二月 七圓
 三月 七圓
 四月 七圓
 五月 七圓
 六月 七圓
 七月 七圓
 八月 七圓
 九月 七圓
 十月 七圓
 十一月 七圓
 十二月 七圓

はくさい
 一月 七圓
 二月 七圓
 三月 七圓
 四月 七圓
 五月 七圓
 六月 七圓
 七月 七圓
 八月 七圓
 九月 七圓
 十月 七圓
 十一月 七圓
 十二月 七圓

な類
 一月 七圓
 二月 七圓
 三月 七圓
 四月 七圓
 五月 七圓
 六月 七圓
 七月 七圓
 八月 七圓
 九月 七圓
 十月 七圓
 十一月 七圓
 十二月 七圓

きやぶ
 一月 七圓
 二月 七圓
 三月 七圓
 四月 七圓
 五月 七圓
 六月 七圓
 七月 七圓
 八月 七圓
 九月 七圓
 十月 七圓
 十一月 七圓
 十二月 七圓

地域を限つて、甲地域の統制額を適用することができる。

二、この表の卸賣業者の販賣価格の統制額は、卸賣業者の店先渡し統制額である。

三、(一)生産者又はその團體が甲地、又は乙地域における青果物及び漬物配給規則第七條の規定によるその菜の公認荷受機關に對し、當該荷受機關が當該地域内において經營する市場で販賣する場合の統制額はそれぞれ、この表の卸賣業者の販賣價格の統制額から甲地域については八分を、乙地域については七分を差引いた額とする。

青果物及び漬物配給規則第十二條の規定によるその菜の公認出荷機關は出荷した蔬菜につき前項の公認荷受機關から卸賣價格の二分に相當する額を受けることができる。

(二)生産者又はその團體が丙地域における卸賣業者に販賣する場合の統制額は、この表の丙地域の卸賣業者の販賣價格の統制額の範圍内とする。

(三)生産者又はその團體が漬物、罐詰詰又は凍結蔬

菜の製造業者に原料蔬菜をその工場又は事業場において販賣する場合においては、その工場又は事業場の所在する地域に從い、それぞれ三、四、(一)の第一項及び三、(二)の規定による統制額を適用する。

三、(一)の第一項の規定による統制額を適用した場合は、三、(一)の第二項の規定を準用する。

(四)生産者又はその團體が(一)、(二)及び(三)の規定以外の者に對し又は以外の場所において販賣する場合は、この表の丙地域における卸賣業者の販賣價格の統制額からその一割に相當する額を差引いた額とする。

四、この表の小賣業者の販賣價格の統制額は、小賣業者の店先渡し統制額である。

五、卸賣業者が業務上の賣場者又は、大口、消費者に販賣する場合の統制額は、この表の卸賣業者の販賣價格の統制額にその一割に相當する額を加えた額によることができる。

六、産苗用のもの及び採種用母本の販賣價格の統制額は、小賣業者の販賣價格の統制額を適用する。

七、この表の額は従來の商慣習による荷造包装費を含むものとする。但し、きやべつ、はくさい及びたまねぎについては木箱(すかし箱を含む)入りの場合は卸賣價格においては一貫につき四圓を、小賣價格においては一〇〇匁につき五十錢をそれぞれ加算することができる。

昭和二十二年八月二十七日印刷
昭和二十二年八月二十七日發行

鳥取縣公報 (昭和二十二年四月十五日)

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣公報編輯部